

トキ交流会館 指定管理業務特記仕様書

佐 渡 市

トキ交流会館 指定管理業務特記仕様書

(目的)

第1条 このトキ交流会館指定管理業務特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)は、トキ交流会館(以下「施設」という。)の指定管理者が行う業務及び履行方法等について、佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例及び佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例施行規則(以下「条例等」という。)及び佐渡市指定管理業務標準仕様書(以下「標準仕様書」という。)に定めるもののほか、必要な事項について定める。

(優先順位)

第2条 施設に係る基本協定書及び年度協定書に記載された事項は、この特記仕様書に優先するものとする。

(指定管理者の指定の意義)

第3条 佐渡市が施設の管理に関して指定管理者の指定を行うことの意義は、施設を活用し、指定管理者が有する技術及び能力等を活用しつつ、地域住民及び関係機関等と連携しながら、環境に関する研究、学習及び体験活動を通して、人とトキが共生する地域づくりを目指し、集会、宿泊等の場を提供することにより、地域住民との交流活動を促進し、地域の活性化を図ることにある。

(指定期間)

第4条 指定期間は、 元(2019)年10月1日から 4(2022)年3月31日とする。

(指定管理料)

第5条 佐渡市が前条で定める期間に、指定管理者に支払う指定管理料は21,300,000円の範囲内とし、詳細については別途協定書で定めるものとする。

(法令等の遵守)

第6条 指定管理者は次に定める法令等を遵守しなければならない。

- (1) 佐渡市トキ交流会館の設置及び管理に関する条例及び同施行規則
- (2) 佐渡市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例及び同施行規則
- (3) 佐渡市個人情報保護条例及び同施行規則
- (4) 佐渡市情報公開条例及び同施行規則
- (5) 労働基準法
- (6) その他管理運営に適用される法令

(管理物件)

第7条 管理業務の対象となる物件(以下「管理物件」という。)は、管理施設と管理物品に区分し、管理施設の内容は別表1のとおりとする。

(業務の範囲)

第8条 条例第3条に規定する業務は、標準仕様書で定める業務のほか、別表2のとおりとする。

(リスク分担)

第9条 業務に関するリスク分担については、別に定めるもののほか、別表3のとおりとする。

2 前項に定める事項で疑義がある場合又は前項に定める以外の不測のリスクが生じた場

合は、佐渡市と指定管理者で協議の上、リスク分担を決定する。

(備品等の貸与等)

第10条 佐渡市は、第8条で定める業務を行なうために必要な管理物品のうち別表4に定める備品等Ⅰ種を、無償で指定管理者に貸与する。

- 2 指定管理者は、指定期間中、備品等Ⅰ種を常に良好な状態に保つものとする。
- 3 備品等Ⅰ種が業務実施の用に供することができなくなった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、1件につき3万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。
- 4 指定管理者は、故意又は過失により備品等Ⅰ種を毀損又は滅失したときは、佐渡市との協議により、必要に応じて修理、補修又は佐渡市に対し自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

(備品等の購入等)

第11条 指定管理者は、管理物品のうち別表5に定める備品等Ⅱ種を、自己の費用により購入又は調達し、本業務実施のために供するものとする。

- 2 備品等Ⅱ種が業務実施の用に供することができなくなった場合、指定管理者は、自己の費用で当該備品等を購入又は調達するものとする。
- 3 管理運営において、備品等Ⅰ種及びⅡ種に記載の無い管理物品が必要となった場合、佐渡市は、指定管理者との協議により、必要に応じて自己の費用で購入又は調達するものとする。ただし、1件につき3万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては、指定管理者が自己の費用と責任において調達するものとする。

(管理物件の修繕等)

第12条 管理施設の改造、増築、移設については、佐渡市が自己の費用と責任において実施するものとする。

- 2 管理物件の修繕については、1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)以上のものについては指定管理者が20万円を負担し、佐渡市が残額を負担して実施する。1件につき20万円(消費税及び地方消費税を含む。)未満のものについては指定管理者が自己の費用と責任において実施するものとする。ただし、市が加入する別表2の財団法人全国自治協会建物災害共済保険の適用となる場合、指定管理者は市が全額を負担した後で別に定められた負担区分に基づく額を市に納付するものとする。

(業務等の引継ぎ)

第13条 指定管理者は次の各号に定める業務等を現在の管理者から引継ぐものとする。

- (1) 元(2019)年9月30日以前に佐渡市が許可した施設の利用及び実施が決定している事業
- (2) 前号に掲げるもののほか、別表6に定める契約

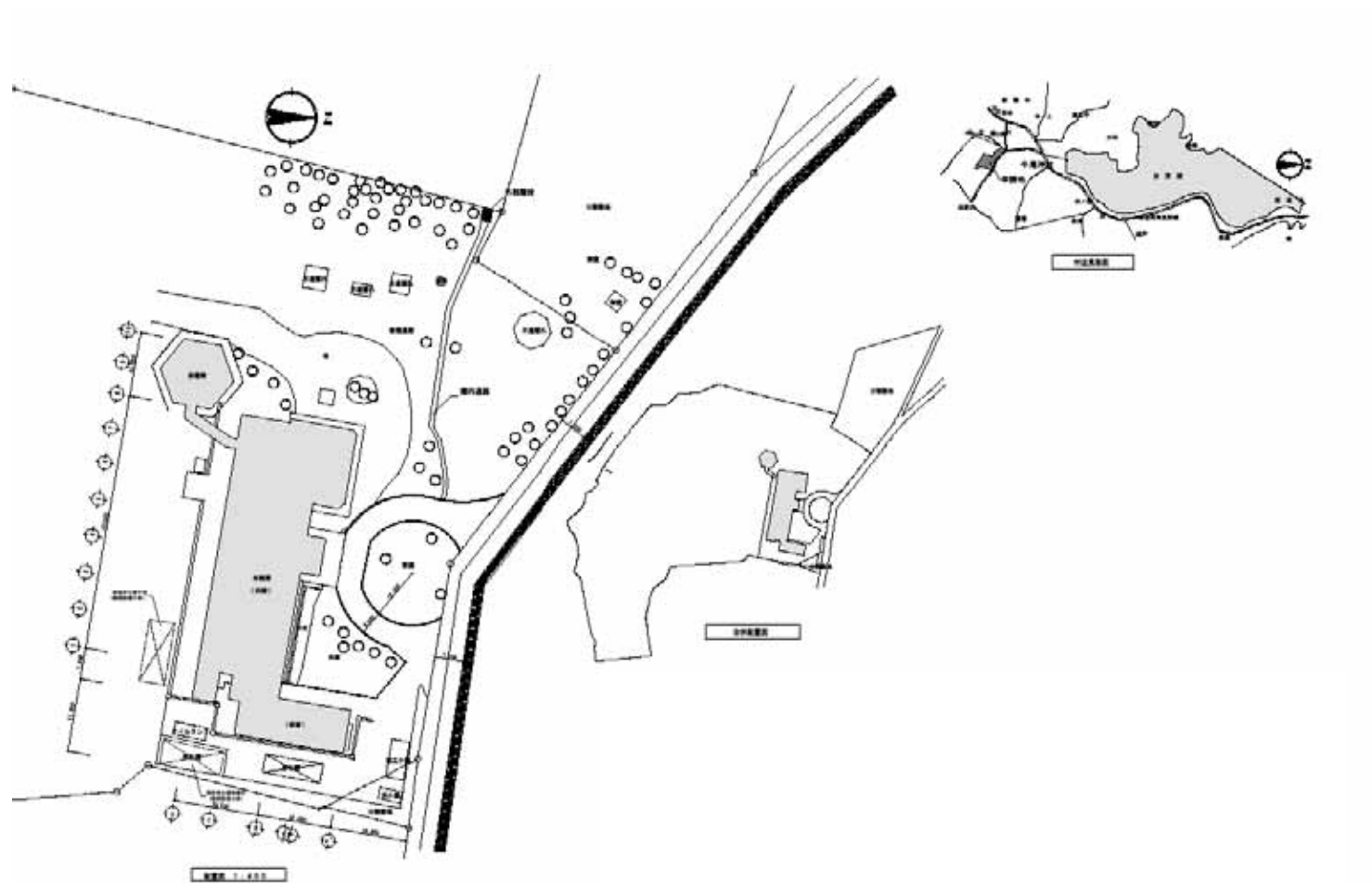
(その他)

第14条 本仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務内容及び処理について疑義が生じた場合は、市と誠意を持って協議し決定する。

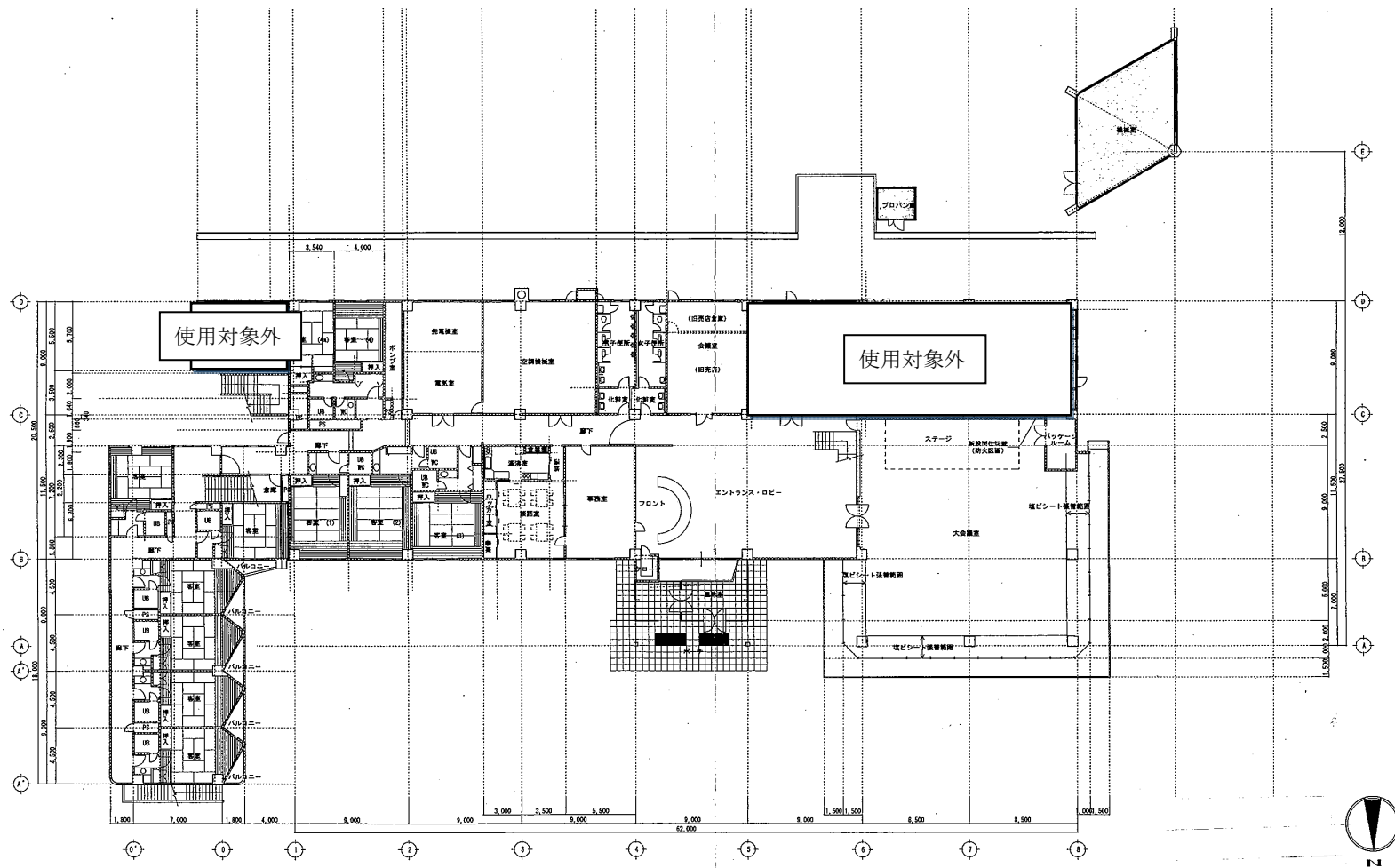
別表1 管理施設（第7条関係）

施 設 の 名 称		トキ交流会館		
施 設 の 所 在 地		佐渡市新穂潟上 1101 番地 1		
施 設 概 要	建 築 構 造	鉄筋コンクリート造一部 SRC 造 2階建		
	敷 地 面 積	48,495 m ²		
	建 築 延 面 積	3,886.85 m ²		
	開 館 日	平成 15 年 10 月 18 日		
	施 設 構 成	1階 大ホール（200人収容） 会議室（30人収容） 談話室（20人収容） 給湯室 客室 10室（45人収容） 管理室（道具置場） 事務室 トイレ（男女各1箇所） 2階 会議室（40人収容） 多目的室（10人収容） 客室 10室（40人収容） トイレ（男女各1箇所） 参考資料1「施設図面」参照		
	利 用 者 実 績	平成 27 年度	宿泊者数	3,703 人
			会場利用者数	13,945 人
		平成 28 年度	宿泊者数	2,217 人
		会場利用者数	8,368 人	
	使 用 料 実 績	平成 29 年度	宿泊者数	2,350 人
		会場利用者数	9,333 人	
平成 27 年度		10,628 千円		
	平成 28 年度	6,834 千円		
	平成 29 年度	7,239 千円		
契 約 状 況	別表 6 参照			
収 支 実 績	平成 27 年度	△ 3,944 千円		
	平成 28 年度	△ 6,808 千円		
	平成 29 年度	△ 7,711 千円		
改 築 ・ 修 繕 履 歴	※平成 14 年度に旧佐渡リゾートワシントンホテルを買収 平成 15 年 3 月 屋上防水工事 平成 15 年 9 月 改修工事（電気工含む） 平成 20 年 5 月 駐車場整備工事 平成 21 年 7 月 2階大広間・多目的室・客室(5部屋)改修 平成 25 年 4 月 トップライト等防水補修工事 平成 27 年 1 月 高圧気中開閉器取替工事 平成 28 年 12 月 大ホール天井裏アスベスト除去・ 平成 29 年 3 月 旧厨房壁耐震補強工事			
付 帯 施 設 等	駐車場、倉庫、事務所兼居室、離れ屋 3 棟、離れ便所、 山林、試験田、ビオトープ			
そ の 他	他団体が使用している 2 階事務室、多目的室および付帯施設 等は使用対象外とする 敷地内にある拝殿は管理対象外とする。			

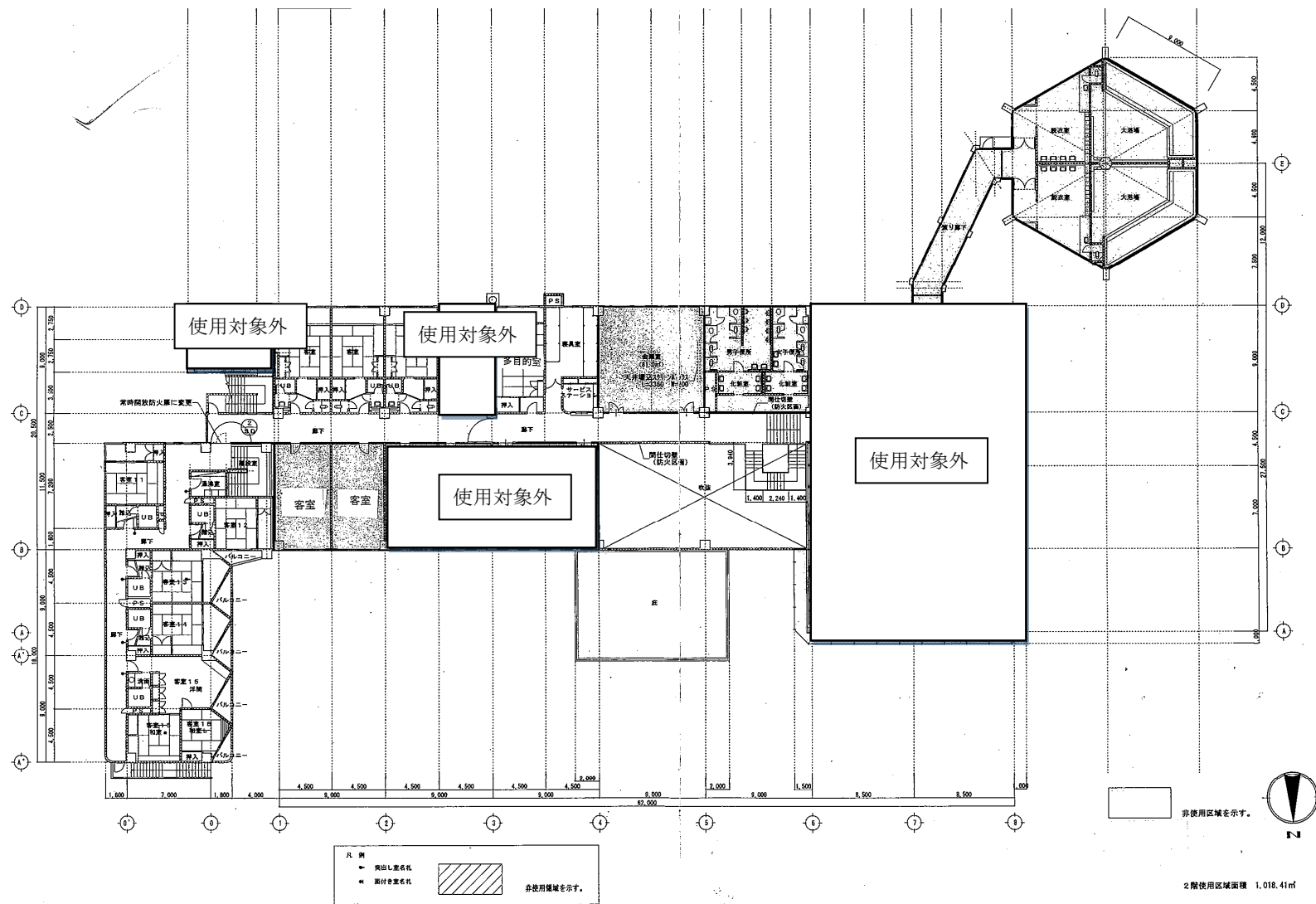
参考資料 1 施設図面（外構平面図）



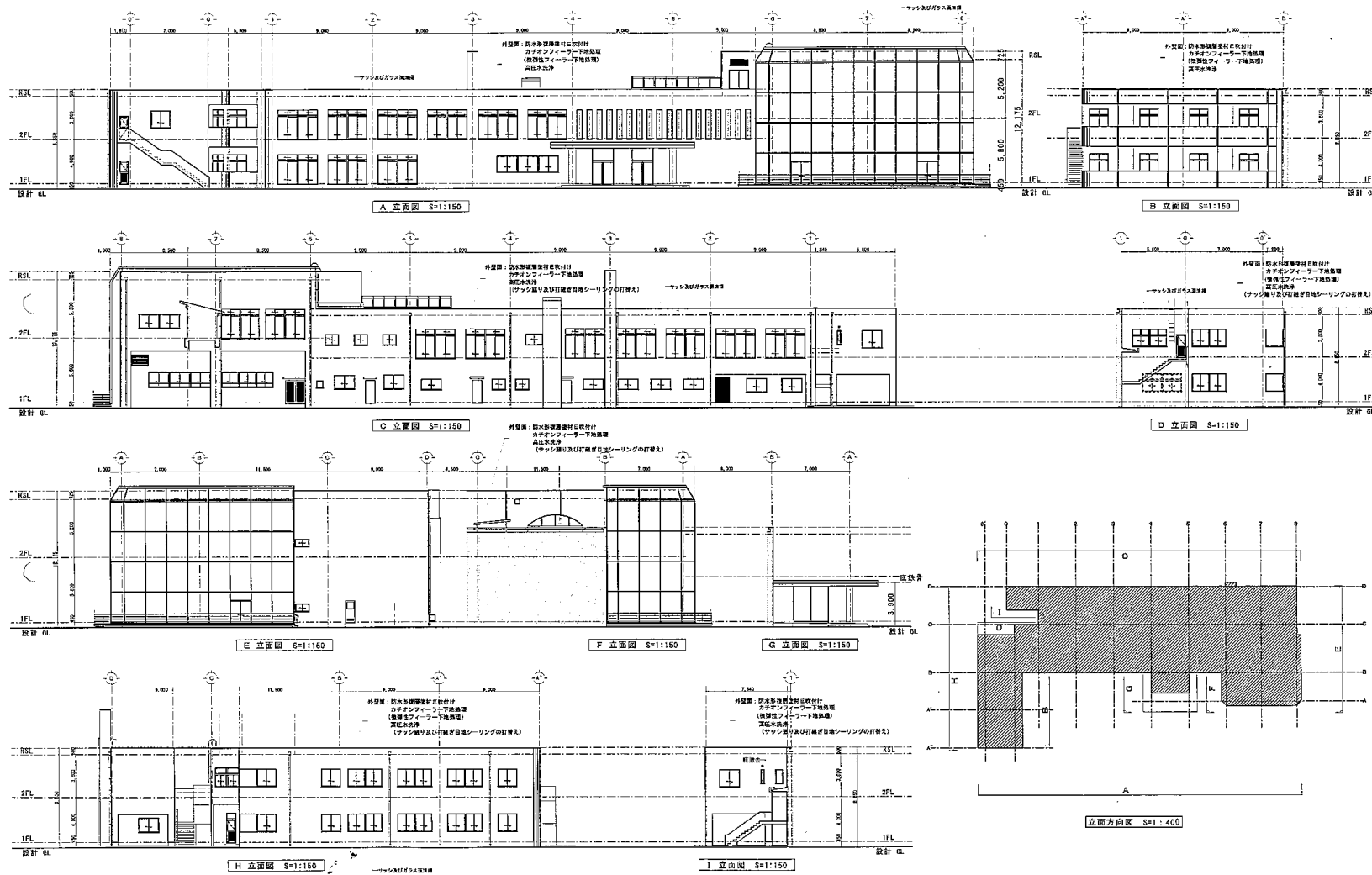
参考資料1 施設図面（1階平面図）



参考資料1 施設図面（2階平面図）



参考資料1 施設図面 (立面図)



工事名称	トキ安産産館改修(建築)工事	縮尺	1:150 1:400	設計	株式会社 善設計	監理	株式会社 善設計	図面NO	A-11
図面名称	立面図	設計	2028-23-B	発注	平成21年7月10日				

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
<p>(施設運營業務)</p> <p>1 目的外使用の許可</p> <p>(1) 佐渡市行政財産目的外使用条例（平成16年条例第67号。）及び佐渡市行政財産目的外使用条例施行規則（平成16年規則第61号。）の規定に基づく業務を行うこと。</p>	<p>(施設運營業務)</p> <p>1 利用許可及び利用の制限</p> <p>(1) 公の施設として常に平等な対応を確保すること。ただし、施設設置の目的に沿った利用については優先的に利用ができるよう配慮すること。</p> <p>(2) 施設利用の予約及び利用状況を記録すること。</p> <p>(3) 次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しないことができる。</p> <p>ア 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>イ 施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。</p> <p>ウ 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(4) 利用の許可等の申請があった場合において、当該申請に対し不利益な処分をしようとするときは、当該利用の許可等の申請をしたものに対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく教示を行うこと。</p> <p>（処分に不服があるときは、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、市長等に対して審査請求をすることができる。また、処分の取消しの訴えは、この処分の通知書を受</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>け取った日の翌日から起算して6カ月以内に、市等を被告として提起することができる。ただし、処分の通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することになる)</p> <p>2 利用許可の変更及び利用の中止</p> <p>(1) 次の各号のいずれかに該当するときは、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。</p> <p>ア 施設の利用者が許可を受けた利用の目的に違反したとき。</p> <p>イ 利用者が条例又は条例に基づく規則若しくは指定管理者の指示した事項に違反したとき。</p> <p>ウ 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。</p> <p>エ 天災地変その他の避けることができない理由により必要があると認められるとき。</p> <p>オ 公益上必要があると認められるとき。</p> <p>カ 前各号に掲げるもののほか、施設の管理上特に必要と認められるとき。</p> <p>3 営業期間及び利用時間の遵守</p> <p>(1) 条例第4条及び第5条の規定によること。</p> <p>4 利用料金の徴収</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>(1)利用料金は収入として収受すること。 (2)利用料金の滞納が発生した場合は責任をもって徴収すること。</p> <p>5 利用料金の改定 (1) 市長の承認を得ること。</p> <p>6 利用料金の減免 (1) 条例第13条の規定中「あらかじめ市長が定める基準」は、次のとおりとする。 ア 佐渡市トキ交流会館管理運営に関する要綱で定めるものに該当するとき。 イ 前号に掲げるもののほか、指定管理者が必要と認め、市長の承認を得たとき。</p> <p>7 ソフト事業等 (1) 自主事業 ア 地域との交流事業 イ その他、指定管理者が提案する事業</p> <p>8 広報及び営業等 (1) ホームページの作成及び更新を行ない、市内外に向けて積極的な情報発信を行うこと。 (2) 対面、電話、FAX等による各種問い合わせ及び施設見学等について対応すること。 (3) リーフレットをはじめ他の媒体を活用して、積極的な広報を行うこと。</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>と。</p> <p>(4) 対面、電話、FAX等による集客を行うこと。</p> <p>(5) 旅館業法（昭和23年法律第138号）の規定に基づき「簡易宿所」営業を行うこと。</p> <p>(6) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づき「飲食店営業（旅館）」を行うこと。</p> <p>9 利用に係る指導、助言</p> <p>(1) 施設の利用に必要なマニュアルを作成するとともに、利用者が行なう諸手続に必要な助言を行なうこと。</p> <p>(2) 施設、設備及び備品等が適切に使用できるよう必要な指導、助言などの支援を行なうこと。</p> <p>(3) 施設の利用等について、主催者及び利用者から意見、要望等があった場合は、適切な対応をし、内容を市に報告すること。</p> <p>10 利用者等の安全確保</p> <p>(1) 施設内及び施設周辺を適宜巡回し、火気及び不審物等の確認を行なうこと。</p> <p>(2) 災害や緊急時等における利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報、関係機関への連絡体制の構築等についての計画を作成すること。</p> <p>(3) 急病、けが等に対応できるよう、関係機関と連携を図ること。</p> <p>(4) 災害等において、市が避難場所として利用する必要があると認め</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>るときは、その指示に従うこと。</p> <p>(5) 給湯室の管理については、食中毒の防止対策に万全を期すとともに、食品衛生法の規定に従い、安全衛生管理を徹底すること。</p> <p>11 職員の安全確保</p> <p>(1) 業務における安全管理指導を定期的に行なうこと。</p> <p>(維持管理業務)</p> <p>1 日常清掃及び消耗品等の補充</p> <p>(1) 施設及び駐車場において日常清掃を行い、良好な環境衛生及び美観を保つこと。</p> <p>(2) 施設周辺の定期清掃を行うこと。</p> <p>(3) 冬季における駐車場の除雪を行うこと。</p> <p>(4) 消耗品等の補充を行うとともに、補充に当たってはグリーン調達の推進や資源リサイクルに配慮すること。</p> <p>2 設備・備品等の保守管理</p> <p>(1) 保守点検を随時行い、常に良好な環境を維持するとともに、細心の注意をもって設備及び備品等を管理すること。</p> <p>(2) 適切に運転が行なわれるよう日常及び法定点検を適切に行うこと。</p> <p>ア 消防設備総合点検</p> <p>イ 自家用電気工作物保安点検（50KW以下自主点検）</p> <p>ウ パッケージエアコン保守点検（自主点検）</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
<p>(経営管理業務)</p> <p>1 モニタリング</p> <p>(1) 必要に応じて現場確認を行うこと。</p> <p>(2) 定められた報告を求めること。</p> <p>2 連絡調整</p> <p>(1) 運営会議等を開催し、指定管理者と情報交換を行うこと。</p>	<p>エ 太陽光表示パネル点検</p> <p>オ 建築物定期調査 など</p> <p>(3) 定められた負担区分に基づき、必要な修繕を行うこと。</p> <p>(4) 修繕記録を整理し、市に報告すること。</p> <p>3 保安警備業務</p> <p>(1) 利用者が集中する際は、警備及び誘導を行うこと。</p> <p>(2) 夜間及び休館についても保安警備を行うこと。</p> <p>(経営管理業務)</p> <p>1 モニタリング</p> <p>(1) 市民及び利用者ニーズの把握に係る有効な調査を行うこと。</p> <p>2 文書管理</p> <p>(1) 管理運営について業務日誌を作成し、市が求めた場合はこれを提示すること。</p> <p>(2) 業務に係る文書を適正に管理すること。</p> <p>(3) 指定期間の満了等に伴い管理業務を終了するときは、管理に係る文書を市又は市が指定する団体等に引継ぐこと。</p> <p>3 事業計画・報告</p> <p>(1) 定められた時期に、事業計画書と事業報告書を作成し提出すること。</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等	指定管理者が行う業務等
	<p>4 連絡調整</p> <p>(1) 市が実施する運営協議会等に出席し、業務の状況報告や情報交換を行うこと。</p> <p>5 職員の管理</p> <p>(1) 業務を効果的かつ効率的に行なうために必要な人員配置及び勤務形態をとること。また、職員については雇用形態に応じ福利厚生（社会保険加入、雇用保険加入、有給休暇など）を徹底すること。</p> <p>(2) 施設の管理責任者を置き、市に報告すること。</p> <p>(3) 職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに施設の管理運営に必要な知識及び技術の習得に努めること。</p> <p>6 会計等</p> <p>(1) 指定管理者が負担することとなる経費は、その契約に応じて遅滞なく支払うこと。</p> <p>(2) 収入及び支出の状況について、帳簿を作成すること。</p> <p>(3) 管理業務に係る経費の出納は、団体自身の口座とは別の口座で管理すること。</p> <p>7 経費の節減</p> <p>(1) 電気、水道、ガス等の使用状況を把握するとともに、環境に配慮した運転により、光熱水費の削減に努めること。</p> <p>8 契約の変更</p> <p>(1) 電気、水道、電話等の使用名義を市から指定管理者に変更するこ</p>

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等			指定管理者が行う業務等
(その他業務) 損害賠償の対応 (1) 公益社団法人 全国市有物件災害共済会			と。 (その他業務) 1 損害賠償の対応 (1) 市が加入している保険と同等の補償が受けられる施設賠償保険及び第三者賠償保険に加入し、その保険料を負担すること。 2 各種届出 (1) 業務に必要な、消防署、保健所等への届など、各種手続きを行うこと。
保険内容	金額区分	負担者・負担割合	
1 火災、落雷、爆発 (免責無し)	20万円未満	保険100% ただし、保険適応外(免責含む。)の場合、指定管理者の負担とする。	
2 物体の落下、車両の衝突、騒じょう、破壊行為、雪災、土砂崩れ(免責5万円未満)	20万円以上共済責任額まで	保険100% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。	
風・水災(免責5万円未満)	20万円未満	指定管理者50% 保険50% ただし、保険適応外(免責含む。)の場合、指定管理者の負担とする。	
	20万円以上共済責任額まで	市50% 保険50% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。	

別表2 業務の範囲（第8条関係）

市が行う業務等			指定管理者が行う業務等	
地震（免責10万円未満。ただし、罹災した加入物件が複数あり、損害額の合計が10万円以上であれば、1件あたりの損害額が10万円未満でも保険の対象となる。）	20万円未満	指定管理者85% 保険15% ただし、保険適応外（免責含む。）の場合、指定管理者の負担とする。		
	20万円以上共済責任額まで	市85% 保険15% ただし、保険適応外の場合、市の負担とする。		
(2) 全国町村会総合賠償補償保険				
保険内容	身体		財物	
賠償責任保険 （施設の瑕疵に起因する事故の補償）	1億5千万円／人 15億円／事故		2千万円／事故	
保険内容	死亡	後遺障害	入院	通院
補償保険 （市が行う業務に起因する事故の補償）	500万円	15～500万円	1～15万円	1～6万円

別表3 リスク分担（第9条関係）

種類	リスク内容	負担者	
		市	指定管理者
管 理 運 営 費	急激な物価変動による管理運営費の変更（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	関係法令の変更起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	自然災害の対応費用（リスク回避が不可能な場合）	○	
	政策方針の転換による仕様等の変更起因する費用（管理運営に影響を及ぼす場合に限る）	○	
	指定の取消し及び業務の停止により発生する費用		○
物 品 等 の 損 傷 等	建物・設備の損傷による軽微な修繕（1件20万円未満）		○
	建物・設備の損傷による修繕（1件20万円以上の場合、20万円までの費用）		○
	建物・設備の損傷による修繕（1件20万円以上の場合、20万円を超える費用）	○	
	備品、消耗品の盗難及び紛失		○
損 害 賠 償	建物・設備の瑕疵に起因するもの 注）指定管理者による適正な保守点検の履行を前提とする。	○	
	施設運営の過失に伴うもの		○
そ の 他	指定管理者の指定議案が議会で否決された場合、申請手続き等に要した費用		○
	その他	協議事項	

※ 本表に定める事項で疑義がある場合は、佐渡市と指定管理者が協議のうえ決定する。

別表4 備品等I種(第10条関係)

種類	規格・構造	数量	備考
【大ホール】			
演台	コクヨ W905*D505*H1070	1台	
演台	コクヨ W630*D475*H1070	1台	
花台	コクヨ	1台	
ホワイトボード	W1912*D565*H1790	1台	
遠赤外線会議システム	TOA(株) TS-800 シリーズ	1式	センター装置 1台、ユニット 33台、ロングマイク 33本 他
ワイヤレスマイクセット	受信機 BLX24R/マイク SM58	2台	
プロジェクター	日立 W340*D270*H100	2台	
プロジェクター	EPSON EB-1775W	1台	
スクリーン	CF-150 (150インチ)	1台	
会議用テーブル	アイリスオトセ W1800*D450*H700	30台	
折りたたみパイプイス		165脚	
台車		6台	パイプイス運搬用
ラック/ガラス扉	YAMAHA システムラック	1台	RK20UA
ACディストリビューター	TEAC	1基	
スピーカー/スタンド	YAMAHA S112V	2台	
ミキサー	YAMAHA MV12/6	1台	
アンプ	AMCRON XLS602	1台	
ワイヤレスマイク	Marantz	2本	
ワイヤレスマイク用レシーバー	Marantz	1基	
CD/カセットデッキ	Marantz	1台	
機器ワゴン	コクヨ LD-37	1台	プロジェクター台

種類	規格・構造	数量	備考
コードリール		2 個	
ワイヤレスアンプ	東芝 AWA-3213	1 台	カセット付
遮光カーテン	防炎ラベル・縫製加工・レール他	5 組	2 枚 1 組
石油ストーブ（業務用）	コロナ NEW BLUE BUENER	2 台	
棚田ジオラマ	W3600*L5000*H1200	1 式	
【1 階会議室】			
会議用テーブル	コクヨ KT-S500P1F	15 台	
折りたたみパイプイス	コクヨ 他	35 脚	
スクリーン付ホワイトボード	コクヨ	1 台	
テレホンスタンド		1 台	
【2 階会議室】			
会議用テーブル	PLUS YP-1800	10 台	
イス	PLUS DC400N	25 脚	
回転式ホワイトボード		1 台	
テレホンスタンド		1 台	
【管理室】			
長靴	24.0 cm以下	14 足	
長靴	24.0～24.5cm	84 足	
長靴	25.0～25.5 cm	16 足	
長靴	26.0 cm以上	42 足	
田植え用長靴	ロング	20 足	
ヘルメット		45 個	
草刈機	HONDA UMK425C 他	6 台	

種類	規格・構造	数量	備考
鍬（小）	1050mm	15 本	
鍬		18 本	
三本鍬		59 本	
鎌		15 本	
のこぎり		3 本	
たも網		60 本	
スコップ		100 本	
スコップ（小）		21 本	
移植ごて		20 本	
運搬用一輪車		1 台	
脚立		4 台	
冷蔵庫	W750*D728*H1820 601L	1 台	SJ-XF60S
全自動洗濯機	W599*D622*H1010 7.0kg	1 台	NA-F70D2R
全自動洗濯機	W590*D564*H989 8.0kg	1 台	ASW-800SB
ホース		1 個	リール付
延長コード		1 個	リール付
【客室】			
液晶テレビ	SHARP 26 型・リモコン付	20 台	

エアコン（壁掛タイプ）	日立 RAS-AJ36D	1台	リモコン付
エアコン（壁掛タイプ）	日立 RAS-36HRXY	2台	リモコン付
エアコン（壁掛タイプ）	日立 RAS-LJ28Y	3台	リモコン付
石油ファンヒーター	コロナ FH-G4610BY	6台	
石油ファンヒーター	ダイニチ	5台	

種類	規格・構造	数量	備考
石油ファンヒーター	ナショナル	4台	
電気ポット		14個	
敷布団	90～100*180～210	85枚	
マットレス	90*180*5	30枚	
掛布団		85枚	
毛布		85枚	
枕		85個	
敷布団用シーツ		187枚	
枕カバー		240枚	
座布団		85枚	
座卓		21台	
電話機	オキパロル DA2029B	20台	
照明		14台	リモコン付

ドライヤー	Panasonic 他	7台	
ドライヤー	壁掛式	9台	
【事務室 他】			
液晶テレビ	東芝 42V型 42C3500	1台	
フィールドスコープ	KOWA TSN-664 他レンズ式	5台	
三脚	Sherpa 538	5脚	
双眼鏡	ニコン 10×25 6.5° WF	24台	
除湿機	Panasonic W194*D352*H458	2台	F-YZJ60
シュレッダー	アスカ W505*D390*H890	1台	SC9001
レジスター	カシオ TE-340-WE	1台	
種類	規格・構造	数量	備考
掃除機	東芝 VC-CA8E	2台	
業務用掃除機	Panasonic MC-G6000P	1台	
【給湯室・談話室】			
冷蔵庫	東芝	1台	
食器洗い乾燥機	National 550*335*525 NP-40X1	1台	
包丁まな板殺菌庫	日本給食設備(株) W700*D500*H442	1台	112型
炊飯器	東芝 RC-18NMF、RC-10NMF	2台	1升炊き、5.5合炊き
炊飯器	Panasonic SR-LU101	1台	5.5合炊き
ガステーブル	パロマ H102*W558*D364	1台	PA-28F
ガステーブル	リンナイ ハオ 480-2F	1台	
瞬間湯沸器	リンナイ RUS-51JT	2台	

電子レンジ	東芝 ER-A2	1台	
電気ポット	National NC-EM30	1台	
魔法瓶		2台	
給水キーパー		3台	
テーブル		4台	
パイプイス		20脚	
食器棚（白）		1台	殺菌庫台兼用
食器類		1式	
調理器具等		1式	

別表5 備品等Ⅱ種（第11条関係）

種類	規格・構造	数量	備考
フルカラーデジタル複合機	DC-4C2270PFS	1台	

別表6 契約内容（第13条関係）

単位：円（税込）

No.	契約内容	契約先	契約期間	契約額	備考
1	館内清掃 （ビニル床面ワックス仕上げ、ジュウタン・カーペット洗浄、窓ガラス内外及びトイレ清掃）	万代島ビルテクノ（株）	平成30年4月1日 ～ 平成31年3月31日	約203,423円/年	期間内に1回
2	寝具類のリース及びクリーニング	㈱新洋舎		リース単価（1枚当たり） シーツ118円 枕カバー32円 布団カバー162円 クリーニング単価 （1枚当たり） 毛布594円	
3	宿日直	公益社団法人 佐渡シルバー人材センター		6,050円/1当務	年末年始除く
4	客室等清掃			858円/1時間	3時間/回
5	施設周辺草刈等環境整備			1,155円/1時間 草刈機持参+250円	8時間/回
6	施設警備（防犯監視及び火災監視サービス）	セコム佐渡㈱		26,730円/月	
7	浄化槽維持管理	アイマーク環境㈱		887,760円/年	
8	消防設備点検	㈱三浦電気		301,320円/年	
9	モップ・マット(オーダーメイド)レンタル料	㈱ダスキン鈴木 ダスキン東新支店佐渡営業所		5,616円/回	年13回 (4週間交換)
10	レンジフードフィルターレンタル料	ダスキンオケサ		3,888円/回	年6回 (8週間交換)
11	フルカラーデジタル複合機レンタル料	日立キャピタル㈱		15,051円/年	※再リース料金